

令和7年度に行った政策評価の結果の政策への反映状況

令和8年6月

公正取引委員会

(事前評価)

No.	政策の名称	政策評価の内容	政策評価の結果の政策への反映状況
1	スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進のための措置(令和7年5月15日公表)	令和7年度政策評価書参照	<p>&lt;制度改正&gt;</p> <p>政策評価結果を踏まえ、「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律第三条第一項の事業の規模を定める政令等の一部を改正する政令」が公布・施行された(令和7年8月公布、令和7年12月施行)。</p>

(事後評価)

No.	政策の名称	政策評価の内容	反映状況	政策評価の結果の政策への反映状況
1	【施策2-1】取引慣行等の実態把握・改善のための提言	令和7年度政策評価書参照	改善等	<p>&lt;予算要求&gt;</p> <p>政策評価結果を踏まえ、令和8年度概算要求において、各種取引実態調査、相談指導及び不公正な取引方法の企画調査等に必要な経費(10,864千円)を要求した(令和8年度予算案:10,864千円)。</p> <p>&lt;改善等&gt;</p> <p>ガソリン等販売業における不当廉売等の不公正な取引方法の未然防止に向けた取組について、実態調査では、調査対象地域の選定に当たり、当該地域のレギュラーガソリンの平均小売価格のみを考慮要素とするのでは、選定基準として適当ではないケースがあるという課題が見つかったことから、業界団体から業界の実情についても聴取することで、適切な調査対象地域を選定できるようにした。</p> <p>また、取引実態調査について、初めて実態調査に携わった職員でも、効率的に実態調査を進めることができるよう、必要な作業工程を把握・実行できるように資料を整備した。</p> <p>さらに、独占禁止法の各種ガイドラインの普及・啓発活動について、長期アウトカムである「独占禁止法違反行為を未然に防止すること」の実現のためには、より多くの事業者等への周知を行う必要があることから、事業者団体に対して、引き続き講師派遣を行うことに加え、ガイドラインの研修資料のウェブサイトへの掲載</p>

				を行う等により、独占禁止法に係るガイドラインの更なる普及・啓発等を図る。
2	【施策3-2】 海外の競争当局等との連携の推進	令和7年度政策評価書参照	改善等	<p>&lt;予算要求&gt;</p> <p>政策評価結果を踏まえ、令和8年度概算要求において、海外競争当局等との連携強化に必要な経費(77,164千円)を要求した(令和8年度予算案:72,193千円)。</p> <p>&lt;改善等&gt;</p> <p>海外競争当局の動向等に関する情報の収集について、一部の作業ではAIを活用していたものの、職員のAIに関するノウハウが蓄積されておらず、AIを活用できる範囲を把握しきれていないという課題が見つかった。このため、職員が利用可能なAIについて、それぞれの特性を理解して利用することで、業務フローの中で更にAIに任せられる部分を増やした。</p> <p>当委員会の活動に関する海外への情報発信について、当委員会のウェブサイトを充実させることにより、アクセス数も増加しているところであるが、今後、更に積極的に情報発信に注力する必要がある。このため、国際会議への出席に加え、当委員会の活動に高い関心を有する海外在住の有識者に対し、ニュースレター等を通じてそのニーズを踏まえた情報を提供することで、当該有識者を起点とした情報発信の取組にも注力した。</p> <p>開発途上国の競争当局等に対する技術支援について、開発途上国間で必要とする研修の内容に差が生じているという課題があることが確認されたことから、海外の競争当局等から個別の研修の要望が寄せられた場合は、できる限り、JICAやJAIFの枠組みに加え、当委員会がより機動的に企画立案できる独自の研修も活用して、個別ニーズに対応していくこととした。</p>